

生駒市条例第30号

生駒市暴力団排除条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成23年12月28日

生駒市長 山下 真

生駒市暴力団排除条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(生駒市生涯学習施設条例の一部改正)

第1条 生駒市生涯学習施設条例(平成23年9月生駒市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第9条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の活動を助長し、又はその運営に資することとなるとき。

(生駒市公民館条例の一部改正)

第2条 生駒市公民館条例(昭和56年7月生駒市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第8条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 公民館の使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の活動を助長し、又はその運営に資することとなると認めるとき。

(生駒市市民ホール条例の一部改正)

第3条 生駒市市民ホール条例(昭和61年10月生駒市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第5条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) その使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の活動を助長し、又はその運営に資することとなると認めるとき。

（生駒市芸術会館条例の一部改正）

第4条 生駒市芸術会館条例（平成9年12月生駒市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第6条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の活動を助長し、又はその運営に資することとなるととき。

（生駒市体育施設条例の一部改正）

第5条 生駒市体育施設条例（平成元年12月生駒市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第5条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の活動を助長し、又はその運営に資することとなるととき。

（生駒市コミュニティセンター条例の一部改正）

第6条 生駒市コミュニティセンター条例（平成2年3月生駒市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

3 教育委員会は、施設等の使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の活動を助長し、又はその運営に資することとなると認めるときは、その使用を許可しない。

第6条中第4号を第5号とし、第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) その使用が前条第3項に該当するに至ったとき。

(生駒市立小平尾南児童館条例の一部改正)

第7条 生駒市立小平尾南児童館条例（昭和51年6月生駒市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第7条第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) その使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の活動を助長し、又はその運営に資することとなると認められるとき。

(生駒市福祉センター条例の一部改正)

第8条 生駒市福祉センター条例（平成2年3月生駒市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第4条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の活動を助長し、又はその運営に資することとなるとき。

(生駒市立老人憩の家条例の一部改正)

第9条 生駒市立老人憩の家条例（昭和46年7月生駒市条例第13号）の一部

を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

- 2 市長は、前項の許可をする場合における老人憩の家の使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の活動を助長し、又はその運営に資することとなると認めるときは、その使用を許可しない。

第6条第1号中「第8条各号」を「前条第2項又は第8条各号」に改める。

（RAKU-RAKUはうす条例の一部改正）

第10条 RAKU-RAKUはうす条例（平成13年4月生駒市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

- 3 指定管理者は、プレイルーム及び前項の許可をする場合における集会室の使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の活動を助長し、又はその運営に資することとなると認めるときは、その使用を許可しない。

第5条第1号中「第12条各号」を「前条第3項又は第12条各号」に改める。

（金鵒の杜倭苑条例の一部改正）

第11条 金鵒の杜倭苑条例（平成15年3月生駒市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

- 2 指定管理者は、施設等の使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の活動を助長し、又はその運営に資することとなると認めるときは、その使用を許可しない。

第6条第1号中「第13条各号」を「前条第2項又は第13条各号」に改める。

(生駒市人権文化センター条例の一部改正)

第12条 生駒市人権文化センター条例（平成14年3月生駒市条例第13号）

の一部を次のように改正する。

第5条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の活動を助長し、又はその運営に資することとなるとき。

(生駒市健康センター条例の一部改正)

第13条 生駒市健康センター条例（昭和57年4月生駒市条例第7号）の一部

を次のように改正する。

第5条中「1に」を「いずれかに」に改め、同条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) その使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の活動を助長し、又はその運営に資することとなると認めるとき。

第6条の見出しを「（使用許可の取消し等）」に改め、同条中「1に」を「いずれかに」に改める。

(生駒市火葬場条例の一部改正)

第14条 生駒市火葬場条例（昭和49年4月生駒市条例第7号）の一部を次の

ように改正する。

第3条第3項中「市長は、」の次に「前項各号のいずれかに該当するに至ったと認めるとき又は」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1

項を加える。

3 市長は、火葬場の使用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(2) 火葬場を汚損するおそれがあるとき。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の活動を助長し、又はその運営に資することとなるとき。

(4) 管理上支障があるとき。

（生駒市高山竹林園条例の一部改正）

第15条 生駒市高山竹林園条例（平成元年4月生駒市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第3条中「1に」を「いずれかに」に改める。

第4条に次の1項を加える。

3 市長は、有料園施設、多目的広場及びゲートボール場の使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の活動を助長し、又はその運営に資することとなると認めるときは、その使用を許可しない。

第5条各号列記以外の部分中「1に」を「いずれかに」に改め、同条第1号中「1に」を「いずれか又は前条第3項」に改める。

（生駒市都市公園条例の一部改正）

第16条 生駒市都市公園条例（昭和45年3月生駒市条例16号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさない」を「次の各号のいずれにも該当しない」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがある場合
- (2) 公園施設を損傷し、又は汚損するおそれがある場合
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の活動を助長し、又はその運営に資することとなる場合
- (4) 都市公園の管理上支障がある場合

第17条第1項に次の1号を加える。

- (4) 第3条第4項各号のいずれかに該当すると認める者

（生駒山麓公園ふれあいセンター条例の一部改正）

第17条 生駒山麓公園ふれあいセンター条例（平成3年10月生駒市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

- 3 市長は、施設等の使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の活動を助長し、又はその運営に資することとなると認めるときは、その使用を許可しない。

第5条第1号中「前条各号」を「第3条第3項又は前条各号」に改める。

（生駒市花のまちづくりセンター条例の一部改正）

第18条 生駒市花のまちづくりセンター条例（平成13年3月生駒市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第5条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の活動を助長し、又はその運営に資することとなるとき。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(生駒市公民館条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 第2条の規定による改正後の生駒市公民館条例第8条及び第9条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後にされる許可の申請について適用し、施行日前にされた許可の申請については、なお従前の例による。

(生駒市市民ホール条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 第3条の規定による改正後の生駒市市民ホール条例第5条及び第6条の規定は、施行日以後にされる許可の申請について適用し、施行日前にされた許可の申請については、なお従前の例による。

(生駒市芸術会館条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 第4条の規定による改正後の生駒市芸術会館条例第6条及び第7条の規定は、施行日以後にされる許可の申請について適用し、施行日前にされた許可の申請については、なお従前の例による。

(生駒市体育施設条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 第5条の規定による改正後の生駒市体育施設条例第5条及び第6条の規定は、施行日以後にされる許可の申請について適用し、施行日前にされた許可の申請については、なお従前の例による。

(生駒市コミュニティセンター条例の一部改正に伴う経過措置)

- 6 第6条の規定による改正後の生駒市コミュニティセンター条例第5条及び第6条の規定は、施行日以後にされる許可の申請について適用し、施行日前にされた許可の申請については、なお従前の例による。

(生駒市立小平尾南児童館条例の一部改正に伴う経過措置)

- 7 第7条の規定による改正後の生駒市立小平尾南児童館条例第7条及び第8条の規定は、施行日以後にされる許可の申請について適用し、施行日前にされた

許可の申請については、なお従前の例による。

(生駒市福祉センター条例の一部改正に伴う経過措置)

- 8 第8条の規定による改正後の生駒市福祉センター条例第4条及び第5条の規定は、施行日以後にされる許可の申請について適用し、施行日前にされた許可の申請については、なお従前の例による。

(生駒市立老人憩の家条例の一部改正に伴う経過措置)

- 9 第9条の規定による改正後の生駒市立老人憩の家条例第5条及び第6条の規定は、施行日以後にされる許可の申請について適用し、施行日前にされた許可の申請については、なお従前の例による。

(R A K U - R A K U はうす条例の一部改正に伴う経過措置)

- 10 第10条の規定による改正後のR A K U - R A K U はうす条例第4条及び第5条の規定は、施行日以後にされる許可の申請について適用し、施行日前にされた許可の申請については、なお従前の例による。

(金鷄の杜倭苑条例の一部改正に伴う経過措置)

- 11 第11条の規定による改正後の金鷄の杜倭苑条例第5条及び第6条の規定は、施行日以後にされる許可の申請について適用し、施行日前にされた許可の申請については、なお従前の例による。

(生駒市人権文化センター条例の一部改正に伴う経過措置)

- 12 第12条の規定による改正後の生駒市人権文化センター条例第5条及び第6条の規定は、施行日以後にされる許可の申請について適用し、施行日前にされた許可の申請については、なお従前の例による。

(生駒市健康センター条例の一部改正に伴う経過措置)

- 13 第13条の規定による改正後の生駒市健康センター条例第5条及び第6条の規定は、施行日以後にされる許可の申請について適用し、施行日前にされた許可の申請については、なお従前の例による。

(生駒市火葬場条例の一部改正に伴う経過措置)

- 14 第14条の規定による改正後の生駒市火葬場条例第3条の規定は、施行日以後にされる許可の申請について適用し、施行日前にされた許可の申請については、なお従前の例による。

(生駒市高山竹林園条例の一部改正に伴う経過措置)

- 15 第15条の規定による改正後の生駒市高山竹林園条例第4条及び第5条の規定は、施行日以後にされる許可の申請について適用し、施行日前にされた許可の申請については、なお従前の例による。

(生駒市都市公園条例の一部改正に伴う経過措置)

- 16 第16条の規定による改正後の生駒市都市公園条例第3条及び第17条の規定は、施行日以後にされる許可の申請について適用し、施行日前にされた許可の申請については、なお従前の例による。

(生駒山麓公園ふれあいセンター条例の一部改正に伴う経過措置)

- 17 第17条の規定による改正後の生駒山麓公園ふれあいセンター条例第3条及び第5条の規定は、施行日以後にされる許可の申請について適用し、施行日前にされた許可の申請については、なお従前の例による。

(生駒市花のまちづくりセンター条例の一部改正に伴う経過措置)

- 18 第18条の規定による改正後の生駒市花のまちづくりセンター条例第5条及び第6条の規定は、施行日以後にされる許可の申請について適用し、施行日前にされた許可の申請については、なお従前の例による。